

飯塚市障がい者施策推進協議会 質問及び回答書

(1)第3回飯塚市障がい者施策推進協議会資料について

質問番号	資料番号	頁数	項目名	質問	回答	所管課
1	資料5	9	「障がいの診断判定を受けた当時の苦労や悩み」	「情報が少なかった」が一番の苦労、悩み、病気を発症したり、何らかの障がい者と関わりができて、いろいろ気付くものが多い。しかし、目の前にパンフレット、ポスターが情報としてあっても関わりがないと自分に関係ないと見る気もなく手にも取らない。啓発・周知とは難しいと思います。このことに関してどのように考えますか。	委員からご指摘があったように、障がいに対して無関心な人に対する情報提供というのは非常に難しいと思います。 国や県においては、相談体制の整備や適切な治療・支援の整備を進めることとしており、本市においては、情報を望んでいる方に対する相談窓口をまず確保し、その後成長段階に応じて相談窓口を引き継げるように、包括的な支援が必要であると考えます。	社会・障がい者福祉課
2	資料5	14	インクルーシブ教育について	交流会における自己紹介などありますか？あるとしたら、障がいや病気の紹介とかありますか？ 障がいに対する予備知識がないまま交流すると、かえって偏見や差別を助長するのではないかと危惧しています。	特別支援学校からの依頼で居住地校交流を実施しています。これは、特別支援学校の児童・生徒と、居住地の小中学校の同級生が行っている交流会です。特別支援学校と地域の小中学校が情報を共有していますので、交流会の内容までは把握しておりませんが、十分な準備をして臨んでいます。	学校教育課
3	資料5	15	第5章【療育・保育・教育】 2.インクルーシブ教育の推進 特別支援学級について	飯塚市内の小中学校において、特別支援学級は、何校・何教室あるか。	令和5年度においては、小学校が19校中17校に68教室、中学校が10校中10校に29教室設置しています。 【参考】 第7期飯塚市障がい福祉計画 第3期飯塚市障がい児福祉計画(素案) 19ページ	学校教育課
4	資料5	15	第5章【療育・保育・教育】 2.インクルーシブ教育の推進 特別支援学級について	特別支援学級には、保護者が希望して入学するのか。 また、入学は誰が決定するのか。審査等があるのか。	保護者の依頼で就学相談会を実施し、特別支援学級を希望される方については、就学指導委員会で障がいの状況のみに着目して検討を行うのではなく、その子の教育的ニーズや学校や地域の状況、保護者や専門家の意見などを総合的に勘案し検討した上で、教育委員会による総合的判断を示します。 その後、本人・保護者・関係者との合意形成の上、市町村教育委員会が最終的に決定します。	学校教育課
5	資料5	15	第5章【療育・保育・教育】 2.インクルーシブ教育の推進 特別支援学級について	特別支援学級から普通学級への編入はあるか。	就学後の発達の程度や適応の状況等を踏まえ、教育上必要となる支援の内容等を見直します。 その結果、措置変更が適切と判断された場合は、小・中学校と特別支援学校間での転学や通常学級と特別支援学級間での転籍が可能となります。	学校教育課

(1)第3回飯塚市障がい者施策推進協議会資料について

質問番号	資料番号	頁数	項目名	質問	回答	所管課
6	資料5	15	第5章 【療育・保育・教育】 2.インクルーシブ教育の 推進 特別支援学級について	特別支援学級では、学年レベルごとの授業を行っているのか。 (例えば、当事者が小学校5年生なら、特別支援学級でも、5年生の授業内容を受けているのか)	特別支援学級では、児童・生徒の障がいの状況に応じて特別の教育課程を編成します。 知的障がいの特別支援学級においては、各教科の指導で当該学年より前の学年の目標及び教育内容に一部または全部を替えて指導を行います。 また、知的障がいのない特別支援学級では、当該学年の教育目標と教育内容に準じながら、特別支援学級では必須となる、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を取り入れることとなります。	学校教育課
7	資料5	17	第6章	意思決定支援ガイドラインとは何か。	自分で決定することが苦手な方を対象に、専門家や関係者が、当事者の意見を聞きながら、意思を尊重しながら支援する仕組みのことです。 このガイドラインは、障がい者のみにとどまらず、認知症の人の日常生活や終末期における医療・ケアでも同様のガイドラインが適用されます。 ※別紙資料参照	社会・障がい者福祉課
8	資料5	21	基本的方向性	障がい者家族への支援 休息及び緊急時対応として活用できるサービス ↓ 利用するには？内容を教えてほしい。	具体的には、障がい児者を施設等で一時的にお預かりする「日中一時支援事業」や「短期入所(ショートステイ)」などが挙げられます。この事業は、長期間にわたる介護から一時的に離れるための「休息」や冠婚葬祭や家族の急病などの「緊急時」に家族を支援するための制度です。いずれも事前申請が必要となりますので、社会・障がい者福祉課にお問い合わせください。	社会・障がい者福祉課
9	資料5	24	住まいの確保 現状と課題	一般住宅への入居を促進し、緊急時の支援体制整備とは施策の基本的方向性の中には盛り込まれていないようですが、この場合の緊急時とは、想定されている場面はどんなものが考えられますか？方向性としてどのようにこの課題を捉えていますか？	障がいをお持ちの方の中には、グループホームなどの集団生活より、独居生活が適している方もいらっしゃいます。独居生活には日常生活上の様々な困りごとが予想されますので、何かあったときの相談窓口を設け、安心して生活できる体制を構築します。 緊急時とは、例えば「てんかん」などの病気を発症した時の通報体制やその対処などが挙げられます。	社会・障がい者福祉課
10	その他		災害対策について (前回の会議で、防災無線が聞こえないという意見を受けて)	他市町村では、家の中にラジオのような形をした、市から発信される防災無線だけ流れるような機械を作成しているところがある。(有料で希望者が自費購入) 飯塚市では、防災無線以外で、災害時の情報発信について、何か検討していることはあるか。	災害時の情報発信については、防災行政無線のほか、避難情報を発令する場合は市内全域にエリアメールを送信し住民の皆様へ情報発信を行っております。 また、市公式SNSやテレビのdボタン広報誌にて発信を行っており、防災行政無線の放送内容を確認できる案内電話も設置しています。 社会・障がい者福祉課では、災害時、避難勧告等が発令された場合には、市が作成している避難行動要支援者名簿に登録された方へ電話連絡し、避難の情報や安否確認などを行っています。	防災安全課 社会・障がい者福祉課